

11月、12月は

「耕作放棄地解消強化月間」です！

近年、農業の担い手の減少や高齢化によって、耕作放棄地が増えて農地が十分に活用されていない状況です。

そこで、11月、12月の「耕作放棄地解消強化月間」に、地域ぐるみで農地を守る日々を設けて、実践しましょう！

①農地を考える日 地域で不作付け地や農道・水路の状況について話し合しましょう。

②一斉耕うんの日 土づくり・雑草防除・景観保全のために一斉に「耕うん」しましょう。

③一斉草刈りの日 耕作放棄地やイノシシの隠れ場となる山ぎわの「草刈り」を一斉に取り組みしましょう。

また、耕作放棄地の所有者に代わって、草刈りや耕うんによって雑草や木を取り除いて、農作物が栽培できるよう再生する活動に対して助成していますので、「耕作放棄地を使って農業経営を拡大したい農家、集落営農組織、農業生産法人の皆さん」は、ご検討ください。



ビフォー（耕作放棄地）



アフター（再生された水田）

耕作放棄地や支援制度に関するお問い合わせ先

県庁農村振興課
鏡野町 産業観光課

電話(086)226-7439
電話(0868)54-2087

農業委員会委員選挙人名簿の 登載申請について

農業委員会委員の選挙人名簿を、毎年1月1日現在で作成しています。この名簿は、農業委員選出に係る選挙資格を登録するもので、農家からの申請に基づき資格調査が行われます。

資格要件を満たす方は、平成25年1月10日までに申請書を提出してください。

※現委員の任期は平成23年7月20日から平成26年7月19日です。

資格要件

平成25年1月1日現在で鏡野町に住所を有し、満20歳以上（平成5年4月1日以前に生まれた人）で、次のいずれかに該当すること。

(1) 10アール（1,000㎡）以上の農地を耕作している人

(2) (1)の同居の親族又はその配偶者で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人

※会社等にお勤めの方でも(1)(2)に該当する場合は資格があります。

申請書の提出方法

申請書は12月上旬に郵送いたします。必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（料金受取人払い）で、お近くのポストに投函してください。

平成25年1月10日必着

12月7日までに申請書が届かないときは、農業委員会事務局（54-2087）へお問い合わせください。